

中四国地連NEWS

2009年5月29日(金)

中四国地連書記局

migi@okayama.coop

おかやま

最低賃金スタート学習集会を開催

セーフティネットの充実こそ大切

5月16日岡山県立図書館において、県労パート・臨時連絡会の主催で、最賃体験スタート学習集会が開催され、生協労組おかやまから14人(ぜんたいで23人)が参加しました。

学習会では、岡山市社会保険事務所の職員(職員労働組合副委員長)の方から「生活保護制度と申請手続きについて」をテーマに講演がありました。冒頭に生活保護は「権利として保証されている」ことをまず知ってほしいと強調されました。生活保護は年金や就労収入があっても総額が基準額に足らなければその部分が支給されます。また、申請にあたっては「申請する」との意思表示を明確に行なうことが大切であり、申請が認められない場合は不服の申し立てもできません。世間にはケースワーカーに対する悪印象もありますが、保護世帯の自立に向けて援助、助言、指導を行うのが本来の仕事だということ



でした。質疑では、家がなくても支給の対象になり4月からはネットカフェやカプセルホテルも家として認めるようになったことなどが説明されました。

最低賃金生活体験スタート!

時給669円で人間らしく暮らせるか?

生協労組ではパート・臨時連絡会の呼びかけにこたえて、中央執行委員とパート部会分会長が2週間~1ヶ月の期間、最低賃金体験をおこなうことにしています。

岡山県の最低賃金額は時給669円、その金額で1日8時間、月21.5日働いたとして得る収入は11万5,068円です。はたしてこの金額で「健康で文化的な最低限の生活(憲法25条)」ができるかどうかを検証するのが最低賃金体験です。実際に使えるお金は、この収入から社会保険料や税金、家賃や上下水道費、光熱費などの諸経費を引いた金額になります。昨年の取り組みでは1ヶ月に使える金額は平均3万5,837円、1日あたり1,156円でした。この金額で食費はもちろん、交際費や遊興費などをまかないませんが、最終結果は平均で2万1,869円の赤字となりました。2008年の最賃は、みんなの運動で11円上がりましたが、その成果がでるか?今年はどうなる...??

でした。質疑では、家がなくても支給の対象になり4月からはネットカフェやカプセルホテルも家として認めるようになったことなどが説明されました。

学習会の後、6月19日に出される最賃審議委員会の答申に向け「時給669円は最低生活費を満たしていないことを行政やマスコミに訴えていこう」と最賃生活体験を呼びかけました。

(生協労組おかやま「コープユニオン」より)

単組のニュースや取り組みがあれば、地連にお寄せください!